

野田市水道事業就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

野田市水道事業規程第 2 号

野田市水道事業就業規則の一部を改正する規程

野田市水道事業就業規則（昭和60年野田市水道事業規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 勤務（第4条—第16条）
- 第3章 分限及び懲戒（第17条）
- 第4章 退職（第18条）
- 第5章 安全及び衛生（第19条—第22条）
- 第6章 災害補償（第23条）
- 第7章 雑則（第24条・第25条）

附則

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項中「第14条第3項に」を「第14条第4項に」に改め、「係る月」の次に「（次項において「60時間超過月」という。）」を加え、「第6条第2項及び第3項」を「第6条第4項から第6項まで」に、「勤務が」を「勤務時間が」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同項第3号中「第6条第3項」を「第6条第6項」に、「同条第2項」を「同条第4項又は第5項」に、「この項」を「この号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 給与条例第14条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分

の50を乗じて得た時間数

第14条の2第1項中「次項」を「第3項」に改める。

第24条の前に次の章名を付する。

第7章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規程による改正後の野田市水道事業就業規則（以下「新規則」という。）第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定（第6条第2項の規定を除く。）を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、新規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。